

第201回 三重県都市計画審議会

議 事 録

令和6年1月12日

第 201 回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 令和 6 年 1 月 1 2 日 (金)
2. 開会時間 午後 2 時 5 6 分
3. 閉会時間 午後 3 時 4 1 分
4. 開催場所 アスト津 4 階 アストホール
5. 提出議案

第 1 8 3 5 号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

6. 出席委員の議席番号及び氏名

- | | | | | |
|---------|--------|----------------|-----|--------|
| 1 番委員 | 仲林 真子 | 近畿大学教授 | | |
| 2 番委員 | 浅野 純一郎 | 豊橋技術科学大学教授 | | |
| 3 番委員 | 中平 恭之 | 近畿大学工業高等専門学校教授 | | |
| 4 番委員 | 浦山 真美 | 三重県建築士会 | | |
| 5 番委員 | 野呂 政夫 | 三重県農業会議会長 | | |
| 6 番委員 | 山岡 智美 | 津商工会議所 | | |
| 7 番委員 | 浅沼 小百合 | 三重県宅地建物取引業協会 | | |
| 8 番委員 | 増田 理子 | 名古屋工業大学教授 | | |
| 9 番委員 | 米倉 洋成 | 東海財務局津財務事務所長 | (代理 | 和藤 康) |
| 1 0 番委員 | 佐藤 寿延 | 中部地方整備局長 | (代理 | 時岡 利和) |
| 1 1 番委員 | 森 重樹 | 東海農政局長 | (代理 | 中谷 勝巳) |
| 1 2 番委員 | 寺村 英信 | 中部経済産業局長 | (代理 | 浅野 哲基) |
| 1 3 番委員 | 金子 正志 | 中部運輸局長 | (代理 | 村上 隆幸) |
| 1 4 番委員 | 難波 正樹 | 三重県警察本部長 | (代理 | 須川 洋幸) |
| 1 5 番委員 | 中村 欣一郎 | 三重県市長会副会長 | | |
| 1 7 番委員 | 荊原 広樹 | 三重県議会議員 | | |
| 1 8 番委員 | 龍神 啓介 | 三重県議会議員 | | |
| 1 9 番委員 | 平畑 武 | 三重県議会議員 | | |
| 2 0 番委員 | 田中 祐治 | 三重県議会議員 | | |
| 2 1 番委員 | 長田 隆尚 | 三重県議会議員 | | |
| 2 2 番委員 | 今井 智広 | 三重県議会議員 | | |
| 2 3 番委員 | 樋口 龍馬 | 三重県市議会議長会会長 | | |

第201回三重県都市計画審議会

1 開会

○司会：都市政策担当 小菅次長

出席予定の委員の方々もお揃いになられましたので、ただいまより第201回三重県都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を担当させていただきます、県土整備部都市政策担当次長の小菅でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 あいさつ

<あいさつ>

○司会：都市政策担当 小菅次長

開会にあたりまして、県土整備部理事の佐竹からご挨拶申し上げます。

○県土整備部 佐竹理事

ただいまご紹介いただきました、県土整備部理事の佐竹でございます。

第201回都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

本日は、令和6年年始の大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また昨年は、三重県行政とりわけ都市政策行政の推進にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本年も引き続きよろしくお願いいたします。

本県では、持続可能な安全で快適なまちづくりを目指し、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを進めておりますが、1月1日の夕刻、石川県能登地方で発生いたしました地震を受け、災害に強いまちづくりの必要性を改めて認識したところでございます。

震災でお亡くなりになられた方へお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々へお見舞い申し上げます。

三重県では被災地へ支援するため、物資を送りますとともに職員を派遣しておりまして、県土整備部からは応急危険度判定士や、下水道関係の職員の派遣や、被災地への県営住宅の提供の準備を整えたところでございます。

県内でも災害に強いまちづくりに向け、リスクを踏まえ、緊急輸送道路の電線類の地中化等の防災・減災対策を進めております。

また、地域の時代や地域のニーズに合った公園の再整備、花とみどりの三重づくり条例に基づきました花とみどりを活用した政策を推進するための計画策定を進めておるところで

ございます。

そして令和 6 年 11 月 14 日、15 日には第 76 回都市計画全国大会が津において開催されることが決定しております。

これは公共財団法人三重県都市計画協会の主催により、各都道府県で順に開催しておるところでございます。

本県での開催は昭和 33 年の伊勢市での開催以来 65 年ぶりとなり、全国から都市計画の関係者が多数お越しいただく予定でございます。

この大会は、我が国の都市が抱える課題に対する取り組みや目指すべき姿勢、方向性について、国・都道府県・市町が一堂に会して意見を交換する歴史ある大会でございます。

しっかりと開催できるようにしていきたいと考えております。

さて、本日ご審議いただきます案件でございますが、鈴鹿市内における産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関する議案 1 議案となっております。

議案の内容につきましては後程事務局からご説明いたしますので、委員の皆様方には、専門的な立場や日頃のご活動でお気づきの点など様々な視点からのご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

<資料確認>

○司会：都市政策担当 小菅次長

ありがとうございました。

それでは本日ご審議いただきます議案は 1 議案でございます。

まず資料の確認をさせていただきます。

本日の資料といたしましてはホチキスどめの資料になっておりますけれども、まず上に事項書がついております。

めくっていただきますと、中には三重県都市計画審議会委員幹事名簿、そしてその条例、次に運営要綱、そして次に第 200 回、前回の三重県都市計画審議会議案の手続き状況、次に次回第 202 回の三重県都市計画審議会の予定議案概要を一体としたものを 1 部、それと本日議案の説明の際に使用いたしますパワーポイントの内容を別冊としたものが 1 部でございます。

資料の不足等がございましたら、挙手にてお知らせいただけると幸いです。

よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

また議案書につきましては事前に配布させていただいておりますけれども、もしお持ちでない方見えましたら挙手にてお知らせいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

ありがとうございます。

なお本日は都合により仲林委員がリモートで参加されております。

どうぞよろしく願いいたします。

3 議事前手続き

<議長選出>

○司会：都市政策担当 小菅次長

それでは当審議会会長の浅野委員におかれましては、三重県都市計画審議会条例第 6 条の規定によりまして議長を務めていただくこととなっております。

議長席の方へご移動をお願いいたします。

※ 浅野会長、議長席に移動

<議事録署名者の指名>

○議長：浅野会長

それではただいまから第 201 回三重県都市計画審議会の議事に入りたいと思います。

会議の議長を務めさせていただきますので今後の議事進行につきまして、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

まず最初に本審議会の議事録署名者 2 名を三重県都市計画審議会運営要綱第 10 条第 1 項の規定により、議長から指名させていただきます。

第 4 番委員の浦山委員、それから第 5 番委員の野呂委員をお願いしたいと思います。

<出席者数報告>

○議長：浅野会長

それでは本日出席されています、委員の人数につきまして事務局より報告をお願いいたします。

○事務局：岡田副課長

報告いたします。

委員総数 24 名中、リモートで参加の方及び委任状の提出がありました 6 名の代理出席を含めまして、22 名の方々にご出席いただいております。

○議長：浅野会長

ただいま報告のありましたとおり、出席されております委員の人数が委員総数の 2 分の 1

以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本審議会は成立いたしました。

<会議の公開・非公開>

○議長：浅野会長

議案の審議に入る前にまず審議の公開についてご審議いただきたいと存じます。

三重県都市計画審議会運営要綱第 8 条第 1 項では、非公開とできる場合を規定していますが、今回ご審議いただきます議案につきましては非公開できる場合に該当しないため、公開としたいと存じますがいかがでございましょうか。

※ 異議なし

仲林委員もいかがですか。

異議なしでよろしいでしょうか。

○委員：仲林委員

はい。

○議長：浅野会長

異議がないようですので公開することを決定いたします。

<傍聴者報告>

○議長：浅野会長

次に本日の傍聴人につきまして事務局より報告をお願いします。

○事務局：岡田副課長

一般傍聴者の方及び、報道関係の方の来場はありませんでした。

○議長：浅野会長

では、本日は傍聴者がいないようですので議事を続けたいと思います。

次に運営要綱の改正について事務局から報告を受けたいと思います。

よろしくをお願いします。

<運営要綱の改正>

○事務局：岡田副課長

運営要綱の改正について報告させていただきます。

お手元に配付の資料 6 ページをご覧ください。

第 6 条第 3 号の取り消し線を引いてある部分でございます。

地方分権一括法に基づく都市計画法の改正によりまして、市町が行う都市計画の決定におきまして県の同意が不要となり、県との協議に変更となりました。

都市計画法の改正前は、「市町の都市計画に際して県が行う広域調整について」という文章の 4-2 の規定におきまして、県の判断と当該市町または関係市町との意見が異なる場合、同意の手続きについては、計都市計画審議会の開催までに期間が空いてしまいますので、手続きを迅速に行うため、常任、常務委員会を開催し意見を求め、その意見を踏まえて県としての同意の適否を決定することとしておりました。

都市計画法の改正で同意の手続きが不要となったことで、4-2 の規定を市町は県や関係市町の意見を、市町の都市計画審議会に諮り、その措置及び方針を県に回答するとしましたので、常務委員会にて意見を求めることがなくなりました。

そのため、この部分の規定を削除させていただいております。

ただし、広域的な見地から都市計画に与える影響が大きい案件について、県の判断と当該市町または関係市町との意見が異なり調整が難航する場合などは、都市計画審議会の意見を求めたいと考えております。

今回の改正につきましては、審議に係る主たる部分でないことから、本日に先んじまして、令和 5 年 11 月 7 日付で改正した上で、本日報告させていただきました。

報告は以上でございます。

○議長：浅野会長

以上の報告について、ご質問等ございませんでしょうか。

仲林委員におかれましてはご質問等ある場合、質問意見の紙を画面に映してください。

※ 意見・質問なし

どうもありがとうございました。

4 第 200 回都市計画審議会に関する報告

○議長：浅野会長

次に前回の第 200 回都市計画審議会の手続き状況に関する報告を事務局からお願いいたします。

○事務局：都市政策課 岡田副課長

前回の手続きについてご説明いたします。

資料 9 ページの第 200 回三重県都市計画審議会議案の手続き状況をご覧ください。

令和5年8月21日に開催しました、第200回三重県都市計画審議会におきまして、2件審議いただきました。

第1833号議案四日市都市計画道路の変更及び第1834号議案鈴鹿都市計画道路の変更につきまして、関連する議案として一括審議いただきました。

そしてこれらは、国道23号鈴鹿四日市道路の事業化に伴い、その区域の変更を行うものであることを確認いただきました。

本件はいずれも令和5年9月15日に告示されております。

以上でございます。

○議長：浅野会長

以上の報告につきましてご質問等ございませんでしょうか。

※ 意見・質問なし

5 議事

(1) 第1835号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」

○議長：浅野会長

それでは議案の審議に入りたいと思います。

本日ご審議いただきます議案は、鈴鹿市長から付議がありました1議案でございます。

第1835号議案産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、鈴鹿市から説明をお願いいたします。

○事務局：鈴鹿市建築指導課 濱口課長

鈴鹿市都市整備部建築指導課長の濱口と申します。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

第1835号議案建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の敷地の位置につきまして説明させていただきます。

前方のスクリーンとお手元の議案書、スライドの参考資料をご覧くださいながらお聞きください。

2ページお願いします。

案件のご審議をいただく前に、建築基準法第51条の規定につきまして説明いたします。

法第51条では、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場、またはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定されているものでなければ、新築し、または増築してはならないと規定されております。

しかしながら、ただし書きの規定により、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経

て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りではないと規定されております。

3 ページお願いします。

それでは法第 51 条で定める、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物について説明いたします。

その他政令で定める処理施設とは、建築基準法施行令、政令第 130 条の 2 の 2 に規定されており、一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設などが該当いたします。

当該申請施設は、廃プラスチック類、木くず、瓦れき類の破碎施設として事業を行っており、廃棄物処理法施行令第 7 条第 7 号、第 8 号の 2 に規定する 1 日当たりの処理能力 5 トンを超えるものに該当する産業廃棄物処理施設でございます。

4 ページお願いします。

続きまして、政令第 130 条の 2 の 3 の規定に基づき、政令で定める規模の範囲内において、増築または用途変更の規模が定められており、増築後の処理能力が規定の処理能力以下である場合、法第 51 条ただし書き許可は不要になると規定されております。

当該申請施設は、破碎機増設後の処理能力が政令第 130 条の 2 の 3 第 6 号のイに規定される、当初第 51 条の許可を受けた処理能力の 1.5 倍を超えることから、法第 51 条ただし書きの許可が必要となり、都市計画審議会の議を経て、その敷地が都市計画上支障がないと特定行政庁が認めることにより、許可ができることとなっております。

5 ページお願いします。

それでは議案書 1835-1 ページをご覧くださいながら、お聞きください。

施設の概要につきまして説明いたします。

申請者は鈴鹿リサイクルセンター有限会社代表取締役下田陽一でございます。

施設の位置は鈴鹿市住吉町大字宮西 8440 番地 外 18 筆で、市街化調整区域でございます。

申請敷地及び周囲は、農振農用地いわゆる青字ではございません。

敷地拡大後の敷地面積は 13,735.74m²。

施設用途は産業廃棄物処理施設。

処理能力は、当初 1 日当たりの最大処理能力 700 トンで許可を取得していましたが、今回破碎機を増設するにあたり、最大処理能力が 1,425.66 トンへ増加し、当初処理能力の 1.5 倍を超えることとなります。

6 ページお願いします。

申請概要 1 でございます。

当該申請施設におけるこれまでの経緯について説明いたします。

当該処理場は平成 4 年に、1 日当たり 700 トンの処理能力を持つ破碎施設として、法第 51 条ただし書き許可を取得し産業廃棄物の中間処理施設を運営しております。

平成 10 年に同施設におきまして、一般廃棄物処理施設を行うため、処理品目が異なる法第 51 条ただし書き許可を取得しております。

その後平成 28 年に、木くず処理施設を 1 基増設しておりますが、最大処理能力が既設処理能力の 1.5 倍以下でありますことから、法第 51 条ただし書き許可は取得しておりません。

今回新たに 2 基の破砕機を増設し、1 日当たりの最大処理能力が 1,425.66 トンとなり、当初の処理能力の 1.5 倍を超えることから、再度、法第 51 条ただし書き許可が必要となっております。

7 ページお願いします。

申請概要 2 でございます。

敷地と建築物の概要につきまして説明いたします。

議案書 1835-6 ページをご覧くださいながらお聞きください。

敷地につきまして、表の一番上の段に数値を示してございます。

配置図の青色で示す部分が既設の敷地面積、9,366.13m²でございます。

赤色で示す部分が増設の敷地面積 4,369.61m²であり、合計 13,735.74m²でございます。

建築物につきましては既設工場 2 と事務所、便所及び増設工場を合わせまして、建築面積の合計は 4,164.21m²、延べ面積の合計は 3,996.21m²でございます。

8 ページお願いします。

位置図でございます。

申請地の位置につきまして説明いたします。

議案書 1835-4 ページをご覧くださいながらお聞きください。

位置図の上、矢印の方向が方位の結果を示してございます。

申請地の南側、約 500 メートル先には鈴鹿サーキット国際レーシングコースがあり、北側約 600 メートル先には、鈴鹿市最大規模の工場である本田技研工業株式会社鈴鹿製作所がございます。

申請地はこの中間に位置し、工場等が多い地域に隣接しております。

9 ページお願いします。

施設の全景でございます。

施設周辺の航空写真でございます。

申請地への搬入搬出経路といたしまして、市道住吉 245 号線を利用し、進入路、ちょっと見にくいですが桃色の部分になります。

進入路を経由し申請地へ出入りいたします。

周辺には市道が複数あり、見通しもよく住宅地などもございません。

また土砂災害警戒区域の指定もなく、海岸からの距離もあることから津波被害などもないと考えられます。

10 ページお願いします。

計画図でございます。

議案書 1835-5 ページをご覧くださいながらお聞きください。

申請地は市街化調整区域に位置しておりますが、工業地域に隣接しており周囲には工場

等が多く、福祉施設、学校、病院等の施設はございません。

申請地から排出される雨水につきましては、油水分離槽を通し、農業用ため池である奈良池へ放流されます。

また汚水や雑排水につきましても、合併浄化槽で処理後、同じく奈良池へ放流されます。

11 ページお願いします。

配置図でございます。

増設後の配置図と現況写真でございます。

青色で示す部分が既設敷地・建物を示し、赤色で示す部分が、増設敷地・建物を示してございます。

また灰色斜線で示す部分は、搬入搬出車両待機スペースでございます。

なお、こちらの車両待機スペースは申請者の自己所有地でございます。

12 ページに移ります。

平面図 1 でございます。

青線で示す部分が既設工場でございます。

既設第 1 工場には、写真にございますように 2 番の木くず破砕機が 1 基設置されております。

既設第 2 工場には、1 番の廃プラスチック類、木くず、瓦れき類の破砕機が 1 基設置されております。

赤線で示す部分が増設工場でございます。

増設工場には、廃プラスチック類、木くず、瓦れき類の破砕機を 2 基設置する計画であり、資源循環型のリサイクルプラントとして破碎・圧縮・梱包を施設において処理を行うことを事業目的としております。

13 ページお願いします。

平面図 2 でございます。

増設工場の平面図でございます。

増設工場の廃棄物の処理ルートについて説明いたします。

手選別にて分別後、さらにリサイクルが可能なものにつきましては増設工場へ運ばれ、3 番の破砕機において破碎され、振動ふるい機や風力選別機により選別されたものが、4 番の破砕機によりさらに細分化され、圧縮機により梱包され、燃料・有価物等として排出されて参ります。

14 ページをお願いします。

今回付議いたします産業廃棄物処理施設の敷地の位置につきまして、都市計画上支障がないと認められる理由につきまして、上位関連計画における土地利用上の妥当性など 7 項目の観点から説明いたします。

15 ページお願いします。

議案書 1835-1 ページの 2 番です。

都市計画上支障がないと認められる理由の(1)をご覧くださいながらお聞きください。

(1) 上位関連計画における土地利用上の妥当性について説明いたします。

申請地の位置は市街化調整区域ですが、工業系用途地域に囲まれ、三重県都市計画区域マスタープランの工業系土地利用誘導ゾーンに近接し、鈴鹿市都市マスタープランでは、市街地形成検討地区、工業系の地域であり、既存の工業集積をもとにこれらと一体化した工業ゾーン形成の図られる地域であることから妥当であると判断します。

続きまして16ページをお願いします。

議案書の1835-2ページの(2)です。

周辺建物の状況をご覧くださいながらお聞きください。

先ほどの位置図の説明と重複いたしますが、申請地より南側へ約500メートル先には通過サーキット国際レーシングコースがあり、北側へ約600メートル先には通過し、鈴鹿市最大規模の工場である本田技研工業株式会社鈴鹿製作所があります。

申請地はこの中間に位置し、この区間は、鈴鹿市都市マスタープランでは市街地形成検討地区、工業系に位置付けされているとおり、工場等が多い地域であり、施設周辺100メートル以内には民家や文教施設、福祉施設等はないことから適切な施設計画により、周辺建物の影響は避けられるものと判断します。

17ページをお願いします。

議案書1835-2ページ、(3)施設計画の妥当性をご覧くださいながらお聞きください。

(3) 施設計画の妥当性1について説明いたします。

今回増設工場には破砕機を2基増設することから、当初からの処理能力が1.5倍を超える数値となります。

事業計画では、破砕した製品をさらに細分化することにより、処理残渣、ごみの発生量を軽減し、有価物や燃料を増すことを事業目的としていることから現状からの総受け入れ量の増加はございません。

18ページをお願いします。

(3) 施設計画の妥当性2につきまして説明いたします。

就業時間につきまして、通常8時から17時30分までとし、17時からの30分は車内清掃となります。

機械の操業は8時間の運転を予定しております。

施設については、点検表を用いて定期的に点検を実施し、場内清掃は毎日実施し、施設の管理とともに衛生管理を行っております。

休日は日曜日、年末年始と会社の指定する日となっております。

以上のことにより、操業体制において問題なく安全及び衛生面での向上も図られております。

19ページをお願いします。

議案書1835-2ページ、(4)周辺環境への配慮をご覧くださいながらお聞きください。

(4) 周辺環境への配慮につきまして説明いたします。

環境に対する影響につきましては、三重県鈴鹿地域防災総合事務所環境室より、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に基づき審査され、支障がないことを確認しております。

排水につきましては、既存施設同様、原則、汚水の発生する廃棄物の受け入れを行いますが、敷地内に油水分離槽を設け定期的に水質分析を実施することとなっております。

また緑地帯を設置することにより、景観に関する周辺環境への保全を配慮しております。

なお破碎機増設後の騒音及び振動レベルの予測結果につきましても、三重県生活環境の保全に関する条例の基準値以内となっております。

20 ページをお願いします。

議案書 1835-2、3 ページ、(5) 搬入搬出経路の妥当性及び、7 ページの搬入搬出経路図をご覧ください。

(5) 搬入搬出計画の妥当性 1 について説明いたします。

敷地内、場内経路も含め、赤色で示す矢印が搬入経路、青色で示す矢印が搬出経路でございます。

申請地への主たる搬入搬出経路は、施設北側にある主要地方道亀山鈴鹿線から市道住吉 245 号線を経由して行います。

また搬入については予約制となっていること、搬入搬出車両が待機するスペースも十分あることから、周辺道路での入場待ちを生じさせないよう交通渋滞の防止に努めています。

21 ページをお願いします。

(5) 搬入搬出計画の妥当性 2 について説明いたします。

搬入路の現況写真でございます。

写真に示す通り、申請敷地までの進入といたしましては幅員約 6 メートルの進入路を経由し、申請敷地への搬入搬出を行って参ります。

なおこの進入路は、鈴鹿市が管理する公道でございます。

(5) 搬入搬出計画の妥当性 3 について説明いたします。

現在の産業廃棄物処理施設に係る搬入搬出車両台数は 1 日平均 40 台程度であり、近隣に集落や学校、福祉施設がないこと、廃棄物の受け入れ量は現況と変わらず、搬入台数に変化はございません。

排水に関しましても、処理後のごみとして埋め立て、最終処分へ運ばれていた廃棄物が有価物として排出されることになり、納入先が変更されるのみで排出台数に変更はございません。

また搬入時には、予約制となっていることや搬入搬出時の待機スペースを確保することにより交通渋滞の防止に努めております。

このことから周辺環境への影響は少なく、支障はございません。

23 ページをお願いします。

議案書 1835-3 ページ、(6) 関係機関との協議をご覧くださいながらお聞きください。

(6) 関係機関との協議における妥当性について説明いたします。

三重県鈴鹿地域防災総合事務所環境室と事業計画について協議し、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例による事業計画及び合意形成手続きが終了しており、その後提出される産業廃棄物処理法に基づく許可申請につきましても事前協議を完了しております。

また申請地が市街化調整区域であるため、開発部局と開発許可に関する事前協議も整っております。

24 ページをお願いします。

(7) 地元との協議における妥当性につきまして説明いたします。

令和 5 年 6 月 3 日に、申請地の隣地境界線から概ね 20 メートル以内の土地所有者及び県に土地権利を有するもの、概ね 100 メートル以内に居住するもの及び事務所、店舗等の代表者または責任者並びに自治会長に対して、新産業廃棄物処理施設に係る事業計画についての説明会を開催し地元住民に配慮することで理解を得られております。

最後に、既設工場と新設工場の処理前後の写真をご覧ください。

こちらの写真になります。

リサイクル後の有価物は、既設工場では従来通りコンテナでの排出、新設工場では圧縮、フィルム梱包され搬出いたします。

次のスライド廃棄物の受け入れ状況と、圧縮梱包後のイメージでございます。

今回申請を行います施設の増設は有価物の量を増加させ、廃棄物・ごみの量を減少させることを目的としております。

以上で当該議案の説明を終わります。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長：浅野会長

議案の説明は以上でございますが、ご意見等ございましたらご発言をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

では中平委員、お願いします。

○委員：中平委員

2 点ほど確認を含めてお伺いします。

1 点目は搬出車両が増えないということだったんですけど、結果的には処理するのが細分化されているような種類が増えるんだけど、最終的には圧縮するので搬出する際の車両数は増えないという認識でよろしいですか。

○事務局：鈴鹿市建築指導課 濱口課長

はい。逆に減る可能性はありますけれども、増えることはないということになっています。

○委員：中平委員

はい、わかりました。

あと今日、既存の建物の写真を見させていただきましたら、建物の周りが壁で覆われていないような建物もあり、実際に増設する建物は、壁があって、ある程度騒音対策をされているのかどうか聞かせていただきたいと思います。

○事務局：鈴鹿市建築指導課 濱口課長

11 ページご覧いただきますと、既設第2工場の写真がございます。

この形の建物が、増設工場となります。

○委員：中平委員

はい、わかりました。

○議長：浅野会長

その他、ご質問あるいはご意見等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

では私の方から1点確認させていただきますけれども、スライドの23枚目だと思えますが、関係機関との協議における妥当性の説明の中で、廃棄物処理法による産廃施設の設置許可については、資料では手続き協議中になってましたがご発言では完了しているというふうに言われたんですが、どちらでしたか。

○事務局：鈴鹿市建築指導課 濱口課長

すいません訂正いたします。

今協議中でございます。

○議長：浅野会長

承知しました。

その他いかがでしょうか。

仲林委員いかがですか。

○委員：仲林委員

ありがとうございます。

特にございません。

○議長：浅野会長

はい、ありがとうございます。

その他ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

はい、大丈夫ですね。

ご意見がないようですので原案が適切であると判断することについてご異議ございませんか。

※ 意見・質問なし

それでは第 1835 号議案産業廃棄物処理施設の敷地の位置については、原案が適切であると判断し、鈴鹿市長に原案の通り答申いたします。

では最後に次回審議会の予定議案について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 岡田副課長

次回、第 202 回審議会の予定議案について説明させていただきます。

配布の資料 11 ページをご覧ください。

第 202 回三重県都市計画審議会予定議案概要をご覧ください。

予定議案は 3 議案ございます。

1 番目の産業廃棄物処理施設の敷地の位置については、伊賀市の案件でございます。

概要としましては、産業廃棄物処理施設を設置することに伴い、その敷地の位置について都市計画上支障がないことを確認いただくものでございます。

2 番目の四日市都市計画区域区分の変更については、四日市都市計画区域の整備開発及び保全の方針及び四日市都市計画マスタープラン全体構想の方針に基づき、中村地区を概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、また小林地区をすでに市街地を形成している区域として市街化区域に編入するものでございます。

3 番目の桑名都市計画道路の変更につきましては、桑名市が行う都市計画道路桑名北部東員線の変更に伴い、都市計画道路大垣桑名線の交差構造を立体交差から平面交差へ変更するものでございます。

以上でございます。

○議長：浅野会長

ただいまの連絡事項につきましてご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

※ 意見・質問なし

ないようですので以上をもちまして議事を終了いたします。

この後の進行を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局：都市政策担当 小菅次長

浅野会長におかれましては、議事の進行どうもありがとうございました。

また委員の皆様におかれましても、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

次回の審議会でございますが、3月25日月曜日の15時からということで、この会場で開催いたしますので、ご予定方よろしくお願いたします。

それではこれもちまして第201回三重県都市計画審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

なお、お車でお越しの方はお帰りの際、駐車券を受け付けでお渡しいたしますのでお立ち寄りください。

本日はどうもありがとうございました。